

改修状況図

2. 「鹿尾川ふるさとの川づくり懇談会」

平成17年5月に、準備会として、地元の「三和町自治会」及び「三和町ふるさとづくり委員会」の役員さんたちに集ってもらい、メンバーの選出、会議方法等を決め、第一回懇談会を6月にスタートし、現地見学会、水生生物・ホタル調査などを行い、平成17年3月まで、合計13回に渡って情報交換及び意見交換を繰り返してきた。



H16. 7. 10 現地見学会



H16. 8. 6 第二回懇談会

懇談会の中で、過去に小ヶ倉ダム・鹿尾ダムが建設され治水安全度は向上したものの、その下流の河道整備が整っていないことから、現況河川は幅が狭く、深さも無いため、流下能力が低く、洪水時には溢れ出す可能性があるため、川幅を広げ、深くして、大雨に対応できる河川改修を進めたいと県からの提案を行った。

しかし、地元委員側からは、「多くの自然が残っており、周辺住民の憩いの場となっている。何百年も前から生えている樹木も存在し、川に生息する生物にとって、生態環境を破壊することをしてはならない。できるだけ自然を残して欲しい。改修が必要と認識はするが、極力、現況を残した形の工法を模索できないか。」と、強い要望があった。

このことから、お互い協議し合いながら、できるだけ歩み寄って、検討を行うこととなった。

以下が、地元からの提案の概要である。

- ①現在の河床は、淵や瀬が多く存在し、水生生物の住みやすい形状となっている。河床をいじらずに、施工ができないか。
- ②ブロック積の護岸は、周りの自然と馴染んでいないため、景観が悪い。緑化タイプの護岸に造り替えることはできないか。また、新設する護岸にも配慮して欲しい。



①淵と瀬



② mismatch護岸

- ③夏場になると、家族連れや子供達が遊ぶにぎやかな場所がある。その付近は手を加えないで欲しい。また、道路に近接しているので非常に危険である。道路を山側に広げて歩車道の分離ができないか。
- ④何百年も前より生えている樹林帯（極相林）がある。貴重な種類もあり、その部分を残すことができないか。また、その付近に憩いとやすらぎの場を造れないか。
- ⑤県内では数少ないヒメボタルが生息している。ゲンジボタルとヒメボタルも共存しており、ぜひとも残したい。



③天然プールと道路



④極相林 (生物群集、特に植物群落が、遷移の過程を経て、その地域の環境に適合する、長期にわたって安定な構成をもつ群集に到達したときの状態の林)



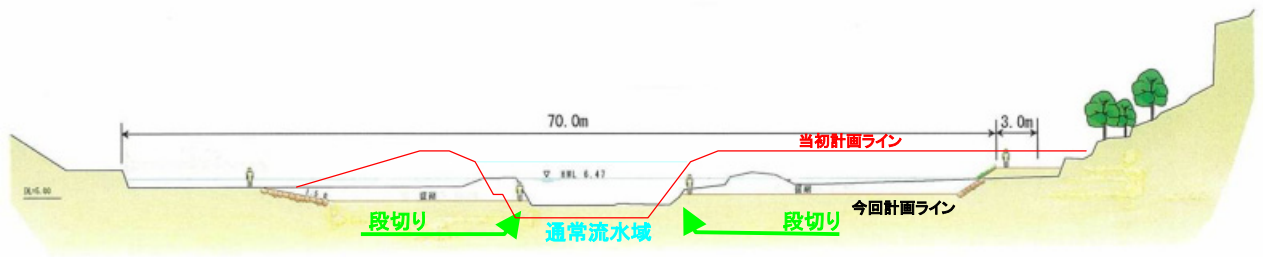
⑤ホタル幼虫調査



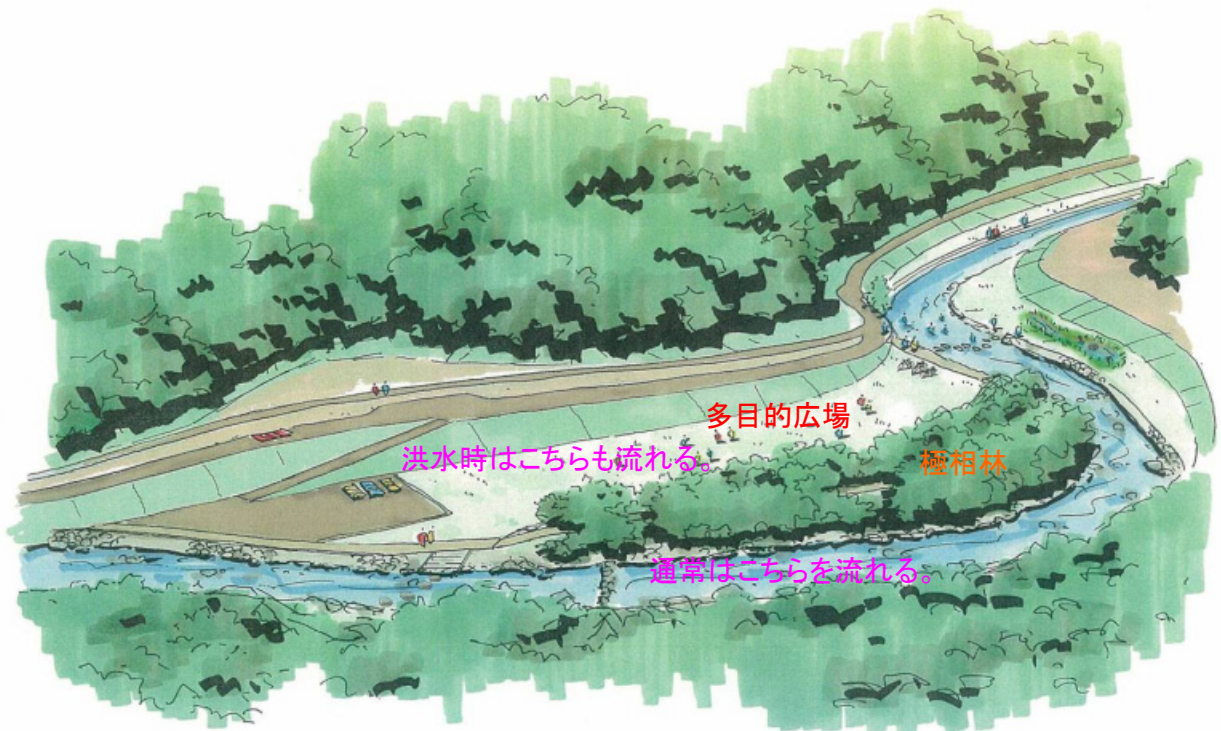
⑤ホタル看板

以上の提案をもとに、

- ①現況を生かし、河床は極力さわらない。生態系に大きな影響が無いと考えられ、計画上どうしても必要な場所については、河床掘削はやむを得ない。現在の流水域の幅を変えずに、段差をつけて掘削を行い、通常の流れを確保する。低水時は現河川を水は流れ、洪水時は高水敷を越流させる。
- ②ブロック積は行わない。大半は緩傾斜護岸とし、土羽で構築する。芝を張ったり、自然石を利用し、自然環境に配慮したもので形成する。2～5割の勾配とし、親水性を高めるために、斜路や階段を設ける。
- ③子供達が飛び込んで遊ぶ部分は、さわらないこととする。道路については、市道であるため、市の道路部局と協議し、この部分以外の狭窄部についても局部改良的な事業を行ってもらおうよう、願います。



計 画 断 面 図



鳥 瞰 図

- ④極相林部分は、中州として残す。木陰となり、休憩の場とも成りうるので、アクセス路も確保する。多目的広場を設け、人々が集う場所としたい。
- ⑤ホタルの飛来数や生息場所の調査を経年的に行っていきたい。移植が可能であるかを学識経験者等へのヒアリングや現地への来訪を依頼し実際に調査してもらうこととする。

以上のことのほか、いろいろと入念な協議を行い、計画策定が固まった。

3. これまでの取り組み

およそ一年間にわたって、懇談会等を行ってきた。まずはじめに生物の環境を把握する

ため、レッドデータブックをもとに、学識経験者からのヒアリングも交え、環境情報図を作成した。河川の治水上の安全性を確保するため、水理計算からなる河川幅や河川深、河川勾配など、最低の基本ラインを設定し、そのうえで住民が求める河川の構想や形態をうまく調整しながら計画を練ってきた。そして、その結果、一冊の提言書が完成した。



提 言 書

4. 今後の課題

各種のホタルや水生生物、樹木など、自然あふれる場所であり、それらを保全しながら計画を決定して行くことがとても重要である。経年的な調査を行いながら、地元住民と協議を交え、改修工事の進め方を練って行きたい。一方、自然的でやわらかな工法で整備をすると、維持管理面での負担が大きくなってくる。年に数回は除草を行う必要が出てくることや、マナーを守らない者たちによるゴミの投げ捨てなど、その対処に行政のみでは補えないことが多々発生してくる。このことについて、地元住民の方々も愛護団体への登録など理解を示してくれてはいるが、その活動が継続できるか、行政支援が十分にできるかなど、大きな悩みのひとつでもある。また、憩いの場を設けることによって人々が集まるが、防犯や洪水時の安全確保への対処も必要となってくるなど、今後、完成後の維持管理における、住民と行政のあり方について、十分な協働を行う必要がある。

5. おわりに

これまでは、河川計画を策定するにあたって、治水上の安全性が主体となり、ほぼ、その考えだけで走ってきていたのが実情である。しかし、河川法の改正により、環境面に重点を置くことも追加され、このことで住民の河川への関心が相当高まったと考えられる。

河川整備計画の策定で、さらに流域全般の河川のあり方を検討していくこととなるが、この懇談会で提言した内容が最終の決定事項ではなく、これからの出発点であることは、言うまでもない。物を造ることが先行されてきた時代であったが、これからは現存するものをうまく生かし、物があふれてなかった昔の時代のように、自然をあふれさせ、人がやすらぐことができる川づくりをめざしていきたい。